

吉野川上流かわまちづくり推進協議会 規 約

(名 称)

第1条 本会は、「吉野川上流かわまちづくり推進協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、行政、民間事業者および地元住民の連携の下、徳島県西部のかわまちづくりの推進により、吉野川の魅力を活かした新たな場の創出を目的に設置するものである。

(実施事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施する。

1. 連携と交流の場づくりに資する具体的な手段等の検討
2. 検討内容に基づいた取組状況の進捗の共有
3. その他、吉野川上流のかわまちづくりに関して必要な事項

(組織等)

第4条 協議会は別表に掲げる構成員によって組織する。

2. 第1項によるもののほか、構成員2名以上の同意を得て、必要に応じて別表以外の者が参加できる。
3. 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第5条 協議会には別表の通り顧問を置く。

2. 顧問は、協議会に出席し、意見を述べることができる。

(協議会)

第6条 協議会は、年1回程度開催する。

2. 協議会の招集及び進行は、事務局が行う。
3. 協議会には会長、副会長を設置しない。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省徳島河川国道事務所流域治水課及び徳島県県土整備部河川政策課が行う。
3. 事務局は、協議会の実施事項について協力いただける有識者に意見を求めることができる。

(情報公開)

第8条 協議会の会議、会議資料及び議事要旨については、原則、公開する。

ただし、会議を公開することにより、校正かつ円滑な議事運営に支障があると、構成員の過半数が判断した際には、非公開とする。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、構成員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

(その他)

第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

付則

この規約は、令和7年5月30日から施行する。

別表

	所属・役職・氏名等
顧問	美馬市長
	三好市長
	つるぎ町長
	東みよし町長
	徳島県県土整備部長
	徳島県西部総合県民局長
	国交省 徳島河川国道事務所 事務所長
市民団体等	AMEMBO 代表
	一般社団法人 そらの郷 常務理事
	一般財団法人 徳島県観光協会 理事長
	にし阿波の花火大会実行委員会 事務局長
	NPO 美馬体験交流の会 会長
	美馬市水辺の楽校運営協議会 会長
	吉野川オアシス株式会社 社長
有識者	徳島大学 人と地域共創センター 教授 田中 俊夫
	徳島大学 環境防災研究センター 助教 松重 摩耶
行政機関	美馬市 経済部 観光交流課 課長
	美馬市 教育委員会 地域学習推進課 課長
	美馬市 建設部 都市政策課 課長
	三好市 産業観光部 観光課 課長
	三好市 教育委員会 社会教育課 課長
	三好市 建設部 管理課 課長
	つるぎ町 交流促進課 課長
	つるぎ町 管理防災課 課長
	東みよし町 産業課 課長
	東みよし町 建設課 課長
	三好ジオパーク推進協議会事務局 局長
	徳島県 西部総合県民局 地域創生観光部 部長
	徳島県 西部総合県民局 県土整備部 部長
	国交省 徳島河川国道事務所 副所長
事務局	徳島県 県土整備部 河川政策課 課長
	国交省 徳島河川国道事務所 流域治水課長